

別 紙

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

当町は、栃木県北部に位置し、中小企業及び小規模事業所が多く、様々な産業が全域に存在している。

自然環境の保全を重視し、公害の少ない内陸型の業種の工場立地を推奨しており、精密機械製造業やプラスチック製品製造業などの工場が設置されている。

また、中小企業及び小規模事業所の支援を強化するため、「那須町中小企業・小規模企業の振興に関する条例」を平成30年4月1日施行した。

支援事業については、主に融資制度による設備資金融資及び、空き店舗等のリフォームを行う場合の経費の一部補助を実施している。

人口動態については、令和2年10月1日町総人口23,956人に対する生産年齢人口は、全体の49.5%となっており、老年人口増加に伴う労働力不足や事業承継といった問題が顕著であり、町内中小企業の経営環境が厳しくなっている。

(2) 目標

商工会等と連携した町内中小企業者全体の更なる支援を行っていくことで、先端設備等導入計画の認定件数について、年平均3件以上を目指す。

(3) 労働生産性に関する目標

商工会等と連携した町内中小企業者全体の更なる支援を行っていくことで、先端設備等導入計画認定事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）について、年平均3%以上の向上を目指す。

2 先端設備等の種類

本計画において、対象となる先端設備等の種類については、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項で規定する先端設備等の全てとする。

(設定理由)

当町は様々な業種の産業が町内全域に存在しており、それらを全体的に支援するため。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

本計画において、対象となる地域は町内全域とする。

(設定理由)

当町は様々な業種の産業が町内全域に存在しており、それらを全体的に支援するため。

(2) 対象業種・事業

本計画において、対象となる業種及び事業については、全業種及び全事業とする。

(設定理由)

当町は様々な業種の産業が町内全域に存在しており、それらを全体的に支援するため。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意をした日から2年間とする。(令和7年4月1日～令和9年3月31日)

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間または5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

健全な地域経済の発展に配慮するため、以下のいずれかに該当すると認められる場合は、当該先端設備等導入計画について、認定の対象としない。

- ・先端設備等導入計画に、人員削減を目的とした取組が含まれる場合(申請者は、雇用の安定に配慮しなければならない。)

- ・申請者が、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号。以下「風営法」という。)第2条に規定する「風俗営業」、「性風俗関連特殊営業」及び「接客業務受託営業」を営むものである場合。ただし、旅館業法(昭和23年法律第138号)第3条第1項に規定する許可を受け旅館業を営むもの(風営法第2条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業を営む者を除く。)を除く。

- ・申請者（法人の場合は、その役員を含む。）が、暴力団等の反社会的勢力である場合。また、反社会的勢力から資金提供を受けている場合。
- ・その他町が不適當と認める場合。